

負担限度額

R8.8～

利用者負担段階		居住費等の負担限度額		食費の 負担限度額
		多床室	ユニット型個室	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯(世帯分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金の受給者 ・預貯金額:1,000万円(夫婦2,000万円)以下	0円	880円	300円
第2段階	・世帯(世帯分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が年金収入額(※)+合計所得金額=82.65万円以下 ・預貯金額:650万円(夫婦1,650万円)以下	430円	880円	390円
第3段階 ①	・世帯(世帯分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が年金収入額(※)+合計所得金額=82.65万円超～120万円以下 ・預貯金額:550万円(夫婦1,550万円)以下	430円	1,370円	680円
第3段階 ②	・世帯(世帯分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が年金収入額(※)+合計所得金額=120万円超 ・預貯金額:500万円(夫婦1,500万円)以下	530円	1,470円	1420円
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	915円	2,066円	1,545円